

## マンションの総合的な計画に関する検討会の設置について

### 1 設置の趣旨

東京において分譲マンションは、都民の主要な居住形態であるとともに、都市や地域社会を構成する重要な要素となっている。一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化といった「二つの老い」が進行しており、ひとたびマンションが管理不全に陥れば、周辺環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。

これらを予防して、マンションの適正な管理を促進し、都民の豊かな住生活を支える良質なマンションストックを形成することが重要となっている。このためには、管理組合の自主的な取組に加えて、行政がこれまでよりも積極的に関与し、管理組合の機能強化を図るため、より踏み込んだ施策を実施していくことが必要である。

このような状況を踏まえ、都は、良質なマンションストックの形成等を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、マンションに関わる者の責務、管理組合による管理状況の届出及び管理状況に応じた助言・支援等について規定する東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（以下「条例」という。）を平成 31 年 3 月に制定した。

条例第 4 条において、条例の目的の実現に向けた基本的施策を具体化し、推進するための総合的な計画（以下「計画」という。）を定めるものとしている。また、この計画は、区市町村が地域の実情に応じたマンション施策を立案・実施する際の指針ともなるものである。

以上を踏まえ、東京における今後のマンション施策の展開等について意見交換するため、マンションの総合的な計画に関する検討会を設置する。

### 2 主な検討事項

マンションの総合的な計画の策定のために必要な事項

- ・計画策定の背景と目的、計画の性格と位置付け、期間等について
- ・東京が目指すマンション居住の将来像について
- ・施策展開に当たっての基本方針について
- ・マンション施策の目標と具体的な施策展開について
- ・計画の推進に向けた課題等について

### 3 検討スケジュール

○第1回 令和元年10月7日(月) 午後4時 ~ 午後6時

【マンションの総合的な計画の策定に向けた内容（管理等）の検討について】

- ・計画策定に当たって
- ・東京が目指すマンション居住の将来像
- ・施策展開に当たっての基本方針
- ・マンション施策の目標と具体的な施策展開（管理）

○第2回 令和元年11月1日(金) 午後3時～（予定）

【マンションの総合的な計画の策定に向けた内容（再生等）の検討について】

- ・マンション施策の目標と具体的な施策展開（再生）
- ・計画の推進に向けて

○第3回 令和元年12月11日(水) 午後1時半～（予定）

- ・マンションの総合的な計画素案（案）

パブリックコメントの実施（令和2年1月～2月）

○第4回 令和2年3月26日(木) 午前10時～（予定）

- ・マンションの総合的な計画（案）